

閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：平成30年12月21日（金） 10：03～10：23

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：安倍晋三 内閣総理大臣
麻生太郎 国務大臣（副総理，財務大臣，内閣府特命担当大臣）
石田真敏 国務大臣（総務大臣，内閣府特命担当大臣）
山下貴司 国務大臣（法務大臣）
河野太郎 国務大臣（外務大臣）
柴山昌彦 国務大臣（文部科学大臣）
根本匠 国務大臣（厚生労働大臣）
吉川貴盛 国務大臣（農林水産大臣）
世耕弘成 国務大臣（経済産業大臣，内閣府特命担当大臣）
石井啓一 国務大臣（国土交通大臣）
原田義昭 国務大臣（環境大臣，内閣府特命担当大臣）
岩屋毅 国務大臣（防衛大臣）
菅義偉 国務大臣（内閣官房長官）
渡辺博道 国務大臣（復興大臣）
山本順三 国務大臣（国家公安委員会委員長，内閣府特命担当大臣）
宮腰光寛 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
平井卓也 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
茂木敏充 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
片山さつき 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
櫻田義孝 国務大臣

陪席者：西村康稔 内閣官房副長官
野上浩太郎 内閣官房副長官
杉田和博 内閣官房副長官
横畠裕介 内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

○一般案件	13件
○国会提出案件	1件
○公布（条約）	2件
○政令	9件
○人事	2件
○報告	2件
○配布	3件

いずれも，案件表のとおり，決定，了解等となった。

議事内容：

○菅内閣副大臣：ただ今から、閣議を開催いたします。

まず、閣議案件について、西村副大臣から御説明申し上げます。

○西村内閣副大臣：一般案件等について、申し上げます。まず、「まち・ひと・しごと創生総合戦略の変更」について、御決定をお願いいたします。本件は、まち・ひと・しごと創生法に基づき、総合戦略の変更を行うものであります。本件につきましては、後程、片山大臣から御発言があります。

次に、「指定行政機関の国民の保護に関する計画の変更」及び「都道府県の国民の保護に関する計画の変更」について、御決定をお願いいたします。本件は、厚生労働省及び茨城県外4県の国民保護計画の変更に関する内閣総理大臣への協議について、「異議がない」とするものであります。

次に、「日・EU経済連携協定」の効力発生のための公文の交換について、御決定をお願いいたします。本協定は、先の臨時国会で承認を得たものであります。あわせて、本協定及び「包括的及び先進的な環太平洋パートナーシップ協定」を公布することについて、御決定をお願いいたします。

次に、「平成30年度一般会計補正予算等」の概算及び「平成31年度一般会計歳入歳出概算」について、それぞれ御決定をお願いいたします。これらの内容につきましては、後程、財務大臣から御発言があります。

次に、「平成31年度税制改正の大綱」について、御決定をお願いいたします。本件につきましては、後程、財務大臣及び総務大臣から御発言があります。

次に、「タジキスタン国」及び「オマーン国」駐日特命全権大使の接受に御裁可を仰ぐことについて、御決定をお願いいたします。本件は、26日、信任状捧呈の予定であります。次に、信・解任状に認証を仰ぐことについて、御決定をお願いいたします。本件は、「カザフスタン国」及び「南アフリカ共和国」駐日特命全権大使の異動に伴い、交付すべき信任状及び解任状であります。

次に、恩赦4件について、御決定をお願いいたします。いずれも復権を行うものであります。

次に、「再犯防止推進白書」について、御決定をお願いいたします。本件は、再犯防止推進法に基づき、国会に提出するものであります。本件につきましては、後程、法務大臣から御発言があります。

次に、政令9件について、御決定をお願いいたします。まず、「行政機関職員定員令の一部を改正する政令」は、国の行政機関における障害者の雇用の拡大を図るため、内閣府その他の関係行政機関の定員を増員するものであります。

次に、「資金決済に関する法律施行令の一部を改正する政令」は、新しい様々な決済サービスに対する機動的・効率的な監督に資するため、財務局長等に委任する権限のうち金融庁長官が自ら行うことを妨げない権限の範囲を改めるものであります。

次に、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の一部を改正する政令」は、日・EU経済連携協定を実施するため、特定地方公共団体

又は中核市の経営する鉄道事業等における運行上の安全に関する調達を同政令の適用対象とした上で、当該調達に係る一般競争入札にEU所在の事業者が参加できるよう、所要の規定の整備を行うものであります。

次に、「在外公館名称位置給与法の一部改正法の一部の施行期日令」は、同改正法のうち、在ダバオ日本国総領事館の新設に関する規定の施行期日を平成31年1月1日と定めるものであり、「在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額等を定める政令の一部を改正する政令」は、同総領事館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額等を定めるとともに、最近の為替相場の変動等の事情を勘案して、在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額の改定等を行うものであります。

次に、「学校教育法等の一部改正法の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」は、教育課程の一部において使用が可能となったデジタル教科書に係る規定を追加する等、関係政令の規定の整備等を行うものであります。

次に、「畜産経営の安定に関する法律施行令及び砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行令の一部を改正する政令」は、日・EU経済連携協定の規定により関税譲許の便益の適用を受けて指定乳製品等を輸入する場合を、独立行政法人農畜産業振興機構への売渡しを要しない場合に追加する等、関係政令の整備を行うものであります。

次に、「駐車場法施行令の一部を改正する政令」は、国土交通大臣が道路の円滑かつ安全な交通の確保に支障がないと認めた場合に、路外駐車場の出入口を設置することができる場所を追加するものであります。

次に、「国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律施行令の一部を改正する政令」は、防衛省の職員を派遣することができる国際連合事務局の内部部局について、組織の再編に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。まず、河野外務大臣が各国政府要人との会談等のため23日から29日まで、石井国土交通大臣がベトナム国及びインドネシア国政府要人との会談等のため24日から28日まで、それぞれ海外出張されますので、御了解をお願いいたします。

次に、荒川洋二外287名の叙位、叙勲又は紺綬褒章等の授与について、御決定をお願いいたします。

次に、平成30年度第2・四半期における一般職の国家公務員等及び自衛隊員の再就職状況の報告があります。本件は、国家公務員法及び自衛隊法に基づき、管理職職員であった者等からの再就職に関する届出事項について内閣に報告するものであり、本年7月から9月までの間になされた届出件数は、一般職の国家公務員等によるものは573件、自衛隊員によるものは60件となっております。

次に、配布資料といたしまして、「犯罪白書」があります。本件につきましては、後程、法務大臣から御発言があります。

次に、「消費者物価指数」があります。本件につきましては、後程、総務大臣から御発言があります。

次に、件名外案件について、申し上げます。まず、「日・モロッコ投資協定」に署

名することについて、御決定をお願いいたします。本件は、両国の間で、投資の拡大により経済関係を一層強化するため、投資の促進及び保護に関する法的枠組みについて定めるものであります。なお、24日の署名まで不公表といたしたいので、御了承をお願いいたします。

次に、インドとの間に「租税条約に関する書簡」及び「円借款の供与に関する書簡」を交換することについて、御決定をお願いいたします。「租税条約に関する書簡」は、株式会社日本貿易保険を引き続き条約上の利子免税対象機関に定めるものであり、「円借款の供与に関する書簡」は、「地下鉄建設計画」外2件に、約1,055億円を限度とする円借款を供与することについて、取り極めるものであります。なお、本日の書簡交換まで不公表といたしたいので、御了承をお願いいたします。

○菅国務大臣：次に、大臣発言がございます。まず、片山大臣。

○片山国務大臣：皆様の御協力を得て、本日「まち・ひと・しごと創生総合戦略2018改訂版」の閣議決定を行うことができ、感謝申し上げます。

今年度は5か年の総合戦略の4年目に当たり、第1期の総合戦略の総仕上げを行うとともに、2020年度以降の更なる展開に向けた検討を進める重要な局面を迎えております。

「まち・ひと・しごと創生総合戦略2018改訂版」に盛り込まれた政策パッケージと個別施策を推進し、政府が一丸となって、地方創生の一層の加速に取り組んでいくこととしており、引き続き皆様の御協力をお願いいたします。

○菅国務大臣：次に、財務大臣。

○麻生国務大臣：平成30年度補正予算（第2号等）及び平成31年度予算の概算並びに平成31年度税制改正の大綱につきまして、私から大要を御説明いたします。

最初に、平成30年度補正予算（第2号等）につきまして、御説明いたします。

まず、一般会計予算の補正につきまして、申し上げます。

① 歳出面におきましては、「防災・減災、国土強靱化」等の追加的な財政需要に適切に対処するため、3兆351億円を追加する一方、既定経費の減額等を行います。

② 歳入面におきましては、税収の増を見込むとともに、建設公債の発行などの対応を行うこととしております。

また、特別会計予算につきましても、所要の補正を行っております。

次に、平成31年度予算につきまして、御説明いたします。

歳出につきましては、まず、全世代型の社会保障制度への転換に向け、消費税の増収分を活用して、「幼児教育の無償化」をはじめ、社会保障の充実にしっかりと対応してまいります。また、「臨時・特別の措置」として、消費税率の引上げによる経済への影響を十二分に乗り越える対策を講じます。同時に、社会保障関係費について高齢化による増加分におさめることとし、非社会保障関係費について歳出改革の取組を継続します。こうした結果として、一般歳出は6兆9,632億円となります。これに地方交付税交付金等1兆9,850億円及び国債費2兆3,082億円を加えた一般会計歳出の規模は、総額1兆4,564億円となります。

次に、歳入のうち、租税及び印紙収入は過去最高となる6兆4,950億円、また、その他収入は、6兆3,016億円となります。

以上の結果、公債の発行額は、3兆6,598億円となり、前年度当初予算と比べて、1兆324億円の減少となるなど、平成31年度予算は、経済再生と財政健全化を両立する予算となっております。

また、平成31年度財政投融资計画につきましては、成長力強化に向けて、低金利を活用した高速道路整備と関西国際空港の防災機能強化の加速、産業投資を呼び水とした民間からのリスクマネー供給強化等に取り組むこととしております。これらの事業に真に必要な資金需要に適切に対応するため、総額1兆3,194億円としております。

続いて、平成31年度税制改正の大綱の概要につきまして御説明いたします。平成31年度税制改正におきましては、消費税率の引上げに際し、需要変動の平準化などの観点から、住宅と自動車に対する税制上の支援策等を講じます。また、デフレ脱却と経済再生を確実なものとするため、研究開発税制の見直し等を行います。あわせて、国際課税制度の見直し、経済取引の多様化などを踏まえた納税環境の整備等を行います。

以上御説明いたしました、平成30年度補正予算（第2号等）及び平成31年度予算の概算並びに平成31年度税制改正の大綱につきまして、御決定をいただきたいと思っております。各位の御協力により作業を終えることができたことにつきまして、感謝の意を表します。

○菅国務大臣：次に、総務大臣。

○石田国務大臣：財務大臣から御発言がありましたが、私からも平成31年度税制改正の大綱の概要について御報告いたします。

31年度税制改正においては、地方税関係においても、地方法人課税の偏在是正のための特別法人事業税（仮称）及び特別法人事業譲与税（仮称）を創設するほか、車体課税の大幅見直し等を行うこととしております。

今後、この大綱に沿って、所要の法案を提出していくこととなりますので、引き続き、関係各位の御理解と御協力をお願い申し上げます。

○菅国務大臣：次に、宮腰大臣。

○宮腰国務大臣：平成31年度の機構・定員の審査結果について御報告します。

今回の審査に当たっては、内閣の重要課題に確実に対応できる体制の整備を図るとともに、府省の枠を超えた機構・定員の再配置を積極的に推進しました。

機構については、カジノ管理委員会及び出入国在留管理庁を新設し、各府省に、公文書管理と情報公開の適正を確保するため、公文書監理官を設置することとしました。

また、定員については、新設組織への定員措置のほか、税関・出入国管理・検疫のいわゆるC I Qの体制や海上保安体制の強化について緊急重点分野として優先的に増員を行いました。その他の分野についても、地震や豪雨災害からの復旧などへの時限の定員を含め、内閣の重要課題に重点的に措置しました。また、障害者雇

用の推進のため、各府省に必要な定員を措置しています。

審査に当たりましては、格段の御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

○菅国務大臣：次に、法務大臣から2件御発言がございます。

○山下国務大臣：「平成29年度再犯の防止等に関する施策」、いわゆる再犯防止推進白書は、関係府省庁の御協力を頂き、今回初めて作成したものです。刑法犯の検挙人員に占める再犯者の割合が、昨年は統計を取り始めて以降最高の48.7パーセントとなるなど、再犯防止対策は、引き続き政府を挙げて取り組むべき重要課題であります。本白書は、昨年12月に策定した再犯防止推進計画に盛り込まれた115の施策に関し、「就労・住居の確保」、「保健医療・福祉サービスの利用の促進」、「地方公共団体との連携強化」等、政府が講じた再犯の防止等の施策を報告する内容となっています。

次に、平成30年版犯罪白書について、申し上げます。

平成30年版犯罪白書では、まず、我が国の最近の犯罪動向及び犯罪者処遇の実情を統計資料に基づいて概観しております。

特集においては、「進む高齢化と犯罪」をテーマとして、高齢者犯罪の動向、高齢犯罪者の処遇の現状や再犯状況等を分析しつつ、高齢者犯罪の防止等に向けた提言を行いました。

今後とも、犯罪に対し、厳正・的確に対応するとともに、犯罪白書の調査・分析の結果も踏まえ、犯罪者の改善更生・再犯防止のために、一層効果的な施策を推進して参る所存ですので、一層の御理解と御協力をお願いします。

○菅国務大臣：次に、総務大臣。

○石田国務大臣：本日、消費者物価指数を公表いたしました。その主なポイントは、次のとおりです。11月の全国の消費者物価指数は、1年前に比べ0.8%の上昇となりました。生鮮食品を除く指数は、1年前に比べ0.9%の上昇と、23か月連続の上昇となりました。これは、主にガソリンや電気代などの「エネルギー」や外食などの「生鮮食品を除く食料」の上昇によるものです。また、生鮮食品とエネルギーを除いた指数は、1年前に比べ0.3%の上昇と、17か月連続の上昇となりました。1年前と比べた消費者物価は、緩やかな上昇傾向で推移しています。

○菅国務大臣：次に、内閣総理大臣から2件御発言がございます。

○安倍内閣総理大臣：河野大臣及び石井大臣は、それぞれ海外出張いたしますが、その出張不在中、菅内閣官房長官を外務大臣の臨時代理に、吉川大臣を国土交通大臣の臨時代理に指定します。

次に、この度、「国際博覧会の円滑な準備」、「アイヌ政策の総合的推進」及び「小型無人機等に係る緊急の安全対策」を担当する大臣を定めました。

2025年に、国際博覧会を大阪で開催することが決定されました。世界中の人々に「夢」や「驚き」を与えるような、素晴らしい万博の実現に向けて円滑に準備を進めるため、世耕大臣に、国際博覧会担当大臣をお願いいたしました。

北海道及びその周辺地域の先住民族であるアイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現することは喫緊の課題であります。そのため、次期国会へ必要な法案を提

出し、アイヌ政策を総合的に推進する制度の整備を進める事務について、石井大臣に担当をお願いいたしました。

小型無人機等の安全対策は、来るラグビーワールドカップや東京オリンピック・パラリンピック競技大会を安全に実施し、国民の生命・身体を守るための喫緊の課題です。そのため、次期国会へ必要な法案を提出し、重要施設の上空における小型無人機等の飛行を制限する新たな安全対策を実施する事務について、山本大臣に担当をお願いいたしました。それぞれの関係閣僚におかれては、御協力をよろしくお願い申し上げます。

○菅国務大臣：次に、私から2025年に開催する国際博覧会関係閣僚会議の開催について、申し上げます。

2025年に開催する国際博覧会の円滑な準備及び運営に向け、民間において「2025年日本国際博覧会協会」の設立準備が整ったことを踏まえ、官民一体となった準備体制を構築するため、「2025年に開催する国際博覧会関係閣僚会議」を開催することとしたいので、御了解をお願いいたします。

各閣僚におかれましては、本閣僚会議を通じて、関係閣僚が緊密に連携しつつ、政府全体で必要な施策を進められるよう、御協力をお願いいたします。

○菅国務大臣：次に、経済産業大臣。

○世耕国務大臣：ただいまの国際博覧会担当大臣の御指定を受け、2025年に開催する国際博覧会の準備及び運営が円滑に進むよう、努力する所存ですので、よろしくお願い申し上げます。

また、開催が御了解されました「2025年に開催する国際博覧会関係閣僚会議」を通じて、今後とも関係府省庁間の連携を密にしていきたいと思っておりますので、御協力をよろしくお願い申し上げます。

○菅国務大臣：次に、国土交通大臣。

○石井国務大臣：ただ今のアイヌ政策に関する制度整備の担当大臣の御指定を受け、アイヌの人々の誇りが尊重される社会の実現に向けて、努力する所存ですので、よろしくお願い申し上げます。

○菅国務大臣：次に、国家公安委員会委員長。

○山本国務大臣：ただ今の小型無人機等緊急安全対策の担当大臣の御指定を受け、ラグビーワールドカップや東京オリンピック・パラリンピック競技大会の安全な実施等に向けた必要な法整備を的確に推進するよう、努力する所存ですので、関係大臣の御協力をお願いいたします。

○菅国務大臣：これをもちまして、閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。

御発言はございますか。

無いようですので、以上をもちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

(注)「投資の促進及び保護に関する日本国とモロッコ王国との間の協定の署名について」は、12月24日の署名が延期となり、令和2年1月7日閣議決定の「投

資の促進及び保護に関する日本国とモロッコ王国との間の協定の署名等について」により廃案とした。

閣 議 案 件 〔 平成30年 〕 (金)
12月21日

◎一般案件

- 資料あり ○まち・ひと・しごと創生総合戦略の変更について (決定) (内閣官房)
- 〃 ☆ { 1. 指定行政機関の国民の保護に関する計画の変更
 1. 都道府県の国民の保護に関する計画の変更
 について (決定) (同上)
- 〃 ○経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定の効力発生のための外交上の公文の交換について (決定) (外務省)
- 〃 ○平成30年度一般会計補正予算(第2号)等について (決定) (財務省)
- 〃 ○平成31年度一般会計歳入歳出概算について (決定) (同上)
- 〃 ○平成31年度税制改正の大綱について (決定) (財務・総務省)
- 資料なし ☆タジキスタン国特命全権大使ジャロロフ・ミルズシャリフ・アソムツディノヴィチ外1名の接受について (決定) (外務省)
- 〃 ☆カザフスタン国駐箚特命全権大使笠井達彦外1名に交付すべき信任状及び前任特命全権大使川端一郎外1名の解任状につき認証を仰ぐことについて (決定) (同上)
- 〃 ☆恩赦について (決定) (内閣官房)

◎国会提出案件

- 資料あり ○「平成29年度再犯の防止等に関する施策」について (決定) (法務省)

◎公布(条約)

- 資料なし ☆経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定 (決定) (外務省)

資料
なし

☆環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（決定）（外務省）

資料
あり

◎政 令

- 行政機関職員定員令の一部を改正する政令（決定）（内閣官房）
- 〃 ○資金決済に関する法律施行令の一部を改正する政令（決定）（金融庁）
- 〃 ○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の一部を改正する政令（決定）（総務省）
- 〃 ○在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（決定）（外務省）
- 〃 ○在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令（決定）（同上）
- 〃 ○学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（決定）（文部科学省）
- 〃 ○畜産経営の安定に関する法律施行令及び砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行令の一部を改正する政令（決定）（農林水産省）
- 〃 ○駐車場法施行令の一部を改正する政令（決定）（国土交通省）
- 〃 ○国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律施行令の一部を改正する政令（決定）（防衛省）

資料
なし
資料
あり

◎人 事

- ☆外務大臣河野太郎外1名の海外出張について（了解）
- ☆元検事長荒川洋二外287名の叙位、叙勲又は紺綬褒章等授与について（決定）

◎ 報 告

- 資料あり
☆ 国家公務員法第106条の25第1項等の規定に
基づく報告について (内閣官房)
- 〃 ☆ 自衛隊法第65条の11第5項の規定に基づく報
告について (防衛省)

◎ 配 布

- ☆ 平成30年版犯罪白書 (法務省)
- ☆ 消費者物価指数 (総務省)
- ☆ 月例経済報告 (内閣府本府)

[○署名あり ☆署名なし]

件名外案件 $\left(\begin{array}{l} \text{平成30年} \\ \text{12月21日} \end{array} \right)$ (金)

◎一般案件

資料あり

- 投資の促進及び保護に関する日本国とモロッコ王国との間の協定の署名について(決定)(外務省)
- 〃 ○所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とインド共和国政府との間の条約に関する書簡の交換について
(決定) (同上)
- 〃 ○円借款の供与に関する日本国政府とインド政府との間の3の書簡の交換について(決定)(同上)

[○署名あり ☆署名なし]